

一般社団法人



いろいろな
違いの理解を
広げていこう

高次脳機能障害者家族とその支援者が、地域交流会に置いて、高次脳機能障害者や様々な障害への理解と社会参加のあり方、障害者福祉ネットワークの大切さを考え、設立に至った法人です。

“いろいろな違いの理解を広げていこう”「乗り越える」「超える」という想いを込めて小さなL(エル)で、コ・エルです。

2012年12月25日	法人設立
2013年3月1日	障害者就労移行支援事業 「就労サポートセンターとれいん」開所
2016年4月1日	障害者相談支援事業 「相談支援センターじょいん」開所 TEL: 0226-25-7501
2019年3月1日	定着支援事業「就労定着支援センター とれいんプラス」開所
2022年10月1日	自立訓練事業「自立訓練事業所ぶらっと」開所 TEL: 0226-25-7939

ご家族の方のご相談にも対応いたします。
お気軽にお電話ください。



賛助会員募集中

当法人へのご理解、ご賛同
いただける方を募集しています。

入会金 **5,000** 円 年会費 **3,000** 円

一般社団法人



自分を知る、地域で生きるをコ・エルがお手伝いします

相談支援センター

じょいん

指定特定相談支援事業

障害児相談支援事業



〒988-0042 宮城県気仙沼市本郷11-10 平日9:00~18:00

TEL 0226-25-9123 TEL(じょいん直通) 0226-25-7501 FAX 0226-25-7518

✉ k.train@seagreen.ocn.ne.jp

コ・エル

じょいん は、福祉と地域・社会をつなぐ架け橋になります。

お手伝いします!



相談支援事業所とは?

障がいのある方や生きづらさを抱えている方の相談に応じ、障がい福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画を作成し、継続的に状況確認を行う等の支援を行います。また、必要な情報の提供や助言を行い、ご本人・家族の希望に寄り添えるよう、関係機関と一緒に取り組みます。

ご利用までの流れ

1 利用申請

居住地の社会福祉課など担当窓口へ、サービスの利用したいことを申請します。

2 サービス等利用計画(案)の作成・提出

依頼を受けた相談支援事業所は、申請者との面談・調査・関係機関との連携、サービス利用を希望する事業所との調整、担当者会議などを行います。

3 支給決定(サービス利用開始日の決定)・受給者証の発行

市役所担当課からの発行になります。

4 サービス利用開始



指定特定相談支援事業

障がいのある方や生きづらさを抱えている方の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を提供します。障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、継続的に状況確認等の支援を行います。

地域で暮らしたい!

日中の活動の場がほしい!

仲間がほしい!

自立したい!



じょいんの基本方針



- プライバシーに十分に配慮します。
- ご利用者の様々な権利を守ります。
- ご利用者一人ひとりの想いや困りごとに、本人やご家族、関係機関と一緒に考え、目標の実現を目指します。



障害児相談支援事業

障がいのあるお子さんが障がい児童所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、継続的に、関係機関と連携を図りながら、助言や提案等の支援を行います。

本人の意志を第一に!

福祉サービスについて説明してほしい

どんなサービスを受けられるのを知りたい!



※障害福祉サービスを利用するためには、あらかじめ、市に申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けることが必要です。障害の特性や心身の状態に応じた必要な支援の度合いを判断するため、調査に時間がかかる場合があります。

